

## 社会福祉法人健育会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (役員 の 定義)

第1条 社会福祉法人健育会(以下当法人)の役員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員を示す。

### (報酬)

第2条 当法人の役員等の通常報酬は、支給しないものとする。  
2 当法人の役員等がその役を退く場合、役員等に謝礼金を支給する。  
支給額は30,000円を上限として、理事会が定める。

### (費用弁償)

第3条 役員等が会務のため旅行する時は、その弁償費用として旅費及び宿泊費等  
を支給する。  
2 前項の規定により支給する旅費等の額は実費とする。  
3 前項に定めるもののほか、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、監査指導、入札等  
に出席した場合は、報酬として5,000円を上限として支給する。  
4 報酬は本人の意思により、弁償しない場合もある。

第4条 旅費等の支給方法は、当法人一般職の職員の支給の例によるものとする。

### 付則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。